

令和4年度

事業概要

水道局

目 次

| | | |
|-----|------------|---|
| I | 水道局の概要 | 1 |
| II | 組織と事務分掌 | 2 |
| III | 令和4年度 主要事業 | 3 |

水道局の概要

1. 局長 山本 泰生
2. 局の職員数 588 人（令和4年4月20日現在）

3. 令和4年度予算の概要

（1）水道事業会計 予算

①収益的収入及び支出 (単位：千円)

| 収入 | | 支出 | |
|----------|------------|---------|------------|
| 款 | 金額 | 款 | 金額 |
| 1 水道事業収益 | 37,225,774 | 1 水道事業費 | 33,913,248 |
| 収入合計 | 37,225,774 | 支出合計 | 33,913,248 |

②資本的収入及び支出 (単位：千円)

| 収入 | | 支出 | |
|---------|-----------|---------|------------|
| 款 | 金額 | 款 | 金額 |
| 1 資本的収入 | 3,966,708 | 1 資本的支出 | 21,147,599 |
| 収入合計 | 3,966,708 | 支出合計 | 21,147,599 |

（2）工業用水道事業会計 予算

①収益的収入及び支出 (単位：千円)

| 収入 | | 支出 | |
|-------------|-----------|------------|-----------|
| 款 | 金額 | 款 | 金額 |
| 1 工業用水道事業収益 | 1,781,757 | 1 工業用水道事業費 | 1,727,408 |
| 収入合計 | 1,781,757 | 支出合計 | 1,727,408 |

②資本的収入及び支出 (単位：千円)

| 収入 | | 支出 | |
|---------|---------|---------|---------|
| 款 | 金額 | 款 | 金額 |
| 1 資本的収入 | 195,637 | 1 資本的支出 | 809,139 |
| 収入合計 | 195,637 | 支出合計 | 809,139 |

水道局

経営企画課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関する事。
- (2)局の経営の基本、経営戦略の推進に係る総合調整及び進行管理に関する事。
- (3)財政計画及び資金計画に関する事。
- (4)料金制度の調査及び研究に関する事。
- (5)各種統計の調査及び改善に関する事。
- (6)水資源施策及び水利権の基本に関する事。
- (7)広報及び広聴に関する事。
- (8)公有財産管理事務の調整に関する事。
- (9)不動産の取得、借入れ及び処分の手続きに関する事。
- (10)法規の運用並びに条例及び管理規程の制定及び改廃に関する事。
- (11)争訟の統轄に関する事。
- (12)会計事務の総括に関する事。
- (13)現金及び有価証券の運用並びに出納保管に関する事。
- (14)局内監査に関する事。
- (15)局の契約事務に関する事。
- (16)職員の表彰並びに懲戒及び分限に関する事。
- (17)人材育成及び研修体制に関する事（技術企画課の所管に属するものを除く。）
- (18)給与、勤務時間その他労働条件に関する事。
- (19)職員の福利厚生に関する事。
- (20)情報システムに関する事。
- (21)車両の保険及び整備の指導に関する事。

営業課

- (1)お客さまサービスの向上策の企画及び推進に関する事。
- (2)営業に関する調査・指導及び業務改善に関する事。
- (3)営業に関するシステムに関する事。
- (4)水道料金その他収入金の徴収及び還付（他の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (5)使用水量の査定及び調査に関する事。

技術企画課

- (1)局の基幹的施策の立案及び調整に関する事。
- (2)基幹施設整備工事の計画及び調整に関する事。
- (3)水道の技術的調査研究に関する事。
- (4)人材育成、技術・技能継承及び研修体制に関する事。（経営企画課の所管に属するものを除く。）
- (5)水・インフラ整備に関する国際貢献に関する事。
- (6)水道事業の広域連携に関する事。
- (7)危機管理体制（事業継続計画、訓練、災害時協定を含む）に係る企画及び調整に関する事。
- (8)導、送、貯、浄、配、工業用水施設（他の所管に属する施設を除く。）の維持、改良工事に関する事。
- (9)土木積算に関する連絡及び調整に関する事。（他の所管に属するものを除く。）
- (10)水量統計に関する事。（他の所管に属するものを除く。）

配水課

- (1)導、送水管（他の所管に属するものを除く。）及び配水管（工業用水道の配水管を含む。）の維持、改良工事に関する事。
- (2)管路情報管理システムの管理及び運用に関する事。
- (3)漏水防止工事の企画及び調査に関する事。
- (4)水圧の調査及び統計に関する事。
- (5)漏水修繕の調査及び統計に関する事。
- (6)土木積算に関する調査、連絡、調整に関する事。（他の所管に属するものを除く。）
- (7)指定給水装置工事事業者に関する事。
- (8)給水装置工事の審査、検査及び技術的企画に関する事。
- (9)開発行為等に伴う給水、民営簡易水道統合及び未普及地区

- 解消に関する事。
- (10)工業用水道の給水施設及び地下水等併用水道の技術的支援に関する事。
- (11)工業用水道の営業、使用の承認その他業務手続に関する事。
- (12)工業用水道の料金その他収入金の調定、収納及び還付に関する事。
- (13)水道のメーター（他の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (14)貯蔵品の管理に関する事。
- (15)危機管理対応の調整に関する事。

浄水統括事務所（2）

- (1)貯水、浄水に関する事。
- (2)施設の維持管理（他の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (3)上水道水源のかん養に関する事。
- (4)水量調整及び統計（他の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (5)テレメータ子局更新の施工管理に関する事。
- (6)国際インフラ協力事業に関する事。
- (7)導、送、貯、浄、配、工業用水施設（他の所管に属する施設を除く。）の維持、改良工事に関する事。
- (8)機械及び電気設備に関する事。
- (9)防災行政無線通信設備の保守管理に関する事。
- (10)宮繕に関する事。

<上ヶ原浄水事務所>（3）

- (1)浄水に関する事。
- (2)施設の維持管理に関する事。
- (3)水量調整及び統計（他の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (4)工業用水道の取水、浄水に関する事。
- (5)基幹施設整備工事の施行（他の所管に属するものを除く。）に関する事。

<千苅浄水事務所>（3）

- (1)貯水、浄水に関する事。
- (2)施設の維持管理に関する事。
- (3)上水道水源のかん養に関する事。
- (4)基幹施設整備工事の施行（他の所管に属するものを除く。）に関する事。

水質試験所（2）

- (1)水道の浄化過程の調査、研究に関する事。
- (2)水質試験に関する事。

センター（2）

- (1)導、送水管（他の所管に属するものを除く。）及び配水管（工業用水の配水管を含む。）の維持、改良工事に関する事。
- (2)配水操作に関する事。
- (3)漏水防止工事の施行に関する事。
- (4)水道メーター（ただし、口径50ミリメートル以上の大型メーターを除く。）の維持作業に関する事。
- (5)貯蔵品の受払及び管理に関する事。
- (6)センターにおける広報及び相談に関する事。

令和4年度 主要事業

1. 水道事業の概要（経営企画課）

水道事業は、明治33年の給水開始以来、都市の成長とともに事業を拡大してきました。しかし、節水型社会の進展や人口減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、給水収益は減少の一途を辿っている状況です。

一方で、経年化した施設が大量に更新時期を迎えていることから、投資財源の確保が大きな課題となっており、経営環境は極めて厳しくなっています。

こうした課題に対応するため、中期経営計画2023の取り組みを前倒しで実施する「水道局緊急経営改革」を着実に実施し成果を上げるとともに、DXの推進をはじめとした「withコロナ」の時代に対応した働き方や事業展開、水道事業を取り巻く現状と課題について情報発信を行うなど広報の充実についても積極的に取り組んでまいります。

2. 経営の持続

（1）執行体制の見直し（経営企画課）

これまで市内5センターで行っていた業務のうち「給水装置工事審査関連業務」「水道料金関係業務」を、令和3年度に中部庁舎1か所に集約しました。

さらに令和4年度には、残る「配水管等工事関係業務」について東部（現中部センター）・西部（現西部センター）・北（現北センター）の3水道管理事務所へ再編するとともに、本庁機能を中部庁舎に移転します。

（2）技術継承と人材育成の強化（経営企画課）

給水収益が減少していく厳しい経営環境の中で、多くのベテラン職員が定年退職を迎える時期を迎えていることから、業務の執行体制を効率化させるとともに、危機にも対応できる少数精鋭の組織を構築するための人材育成・技術継承の強化が必要です。

そのため、「水道技術職」の新規採用に引き続き取り組むとともに、水道局作業手から水道技術職に転任した職員について、これまで培ってきた水道特有の技術・技能を生かし、さらに幅広い技術業務を担えるよう研修やOJT等を体系的に実施します。

また、管理職のマネジメント能力向上をはじめとした業務に活かせる実践的な研修や、職員のモチベーションアップにつながる施策を講じ、組織マネジメントの強化と職員全体のレベルアップを図ります。

(3) DXの推進（経営企画課）

ICTツール活用による局内業務のワークスタイル改革を一層進めるため、経営企画課内にDX専門ラインを創設し、市民サービスの向上や業務の効率化及び生産性向上を図るほか、災害・事故等の緊急対応においても、タブレット（GPS機能・アプリケーション等）を活用した業務の効率化と迅速かつ適切な対応を実現します。

3. 災害への備え

(1) 配水管の更新・耐震化（配水課）

給水需要の減少に伴い、配水管の更新にあたっては口径の縮小や配水管網の小ブロック化を行います。また、災害時に避難所となる学校や病院などの防災拠点に至る配水管ルート耐震化を進めます。

(2) バックアップ体制の強化（技術企画課）

災害や事故時においても水道水を安定して供給するため、引き続き、基幹送水施設の複数系統化に取り組みます。

市街地東部地域（奥平野浄水場以東）では、老朽化が懸念される送水トンネルの更生が課題となっていますが、大容量送水管の整備によりバックアップが可能となったことから、トンネル内部の調査および設計に着手します。

また、引き続き、市街地西部地域では奥畑・妙法寺連絡管の整備、北神地域では送水施設整備を進めます。

(3) 水道施設の安全対策（技術企画課）

近年の頻発・激甚化する土砂災害に対応するため、土砂災害警戒区域に位置する浄水場・配水場等の水道施設において、引き続き、優先度が高い施設の土砂災害対策工事を行い、強靱な水道施設の構築を目指します。

4. お客さまサービスの向上と広報の充実

(1) お客さまサービスの向上（営業課）

水道料金等のクレジットカード払い申請のWeb受付を導入します。これにより、パソコンやスマートフォンを利用して、24時間365日、いつでも、どこでも手軽に申請が可能になるとともに、ペーパーレス化や事務の効率化、申請から登録までの処理時間の大幅な短縮を図ります。

(2) 悪質事業者対策の充実・強化（配水課）

引き続き、「水道修繕受付センター」PRシールを新規転入者等に配布するとともに、建設局下水道部・消費生活センターとも共同し、インターネット検索結果の上部に「水道修繕受付センター」を表示させるWeb広告（検索連動型広告）を新たに実施し、悪質事業者への注意喚起と被害の防止に努めます。

(3) 幅広い世代に伝わる広報活動（経営企画課）

幅広い年代の市民に対し水道事業を取り巻く現状を正確にわかりやすく伝えることで、水道事業を守り続ける必要性が伝わるよう広報を実施します。

特に未来を担う子どもたちに対しては、水道局が安全・安心な水を安定的に供給していることが体感できるよう取り組みます。

5. 工業用水道事業の概要（配水課）

市内臨海部に進出する企業の水需要に応じるため、昭和 39 年度に事業を開始し、令和 3 年度末現在、59 社 73 工場に工業用水を供給しています。

事業開始から既に 50 年以上が経過し、近年は老朽化した浄水場やポンプ場、導水管・送水管、市内の配水管等を順次改築してきました。引き続き、業務の効率化と経年化の著しい施設の更新を計画的に進め、豊富・低廉・安定的な供給に努めます。